明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（二）　三
〔省令〕
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七）　三五
〔告示〕
○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への日本国の加入に関する件（外務四四）　三七
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産三六六）　三八
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同三六七）　三九
〔人事異動〕
最高裁判所　三九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三九
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　略称（第一条関係）

この協定の適用上の用語（「国際登録」、「国際出願」、「出願人の締約国」等）について定義している。

2　締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用（第二条関係）

この協定は、締約国の法令によって与えられる一層厚い保護及び他の関連する国際約束によって意匠に与えられる保護に影響を及ぼすものでなく、締約国は、パリ条約の意匠に関する規定を遵守する。

3　国際出願をする資格（第三条関係）

締約国の国民又は締約国に住所等を有する者は、国際出願をする資格を有する。

4　国際出願をするための手続（第四条関係）

出願人は、国際事務局に対し直接に、又は締約国の官庁を通じて国際出願をすることができ、締約国の官庁は、自己を通じた国際出願について送付手数料の支払を要求することができる。

5　国際出願の内容（第五条関係）

国際出願は、総会において採択される規則で定める言語で作成され、国際登録の請求、出願人に関する事項、出願の対象である意匠の複製物、意匠に係る製品の表示、指定締約国の表示、手数料等を含める。国際出願には、二以上の意匠を含めることができ、また、公表の延期についての請求を含めることができる。

6　優先権（第六条関係）

国際出願には、先の出願に基づく優先権をパリ条約第四条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができ、当該国際出願は、その出願日から同条に規定する正規の出願と同等のものとする。

7　指定手数料（第七条関係）

手数料には、各指定締約国についての指定手数料を含む。自国の官庁が審査官庁である締約国は、宣言により、当該指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを通告することができる。

8　不備の補正（第八条関係）

国際事務局は、国際出願が要件を満たしていない場合には、出願人に対し期間内に補正をするよう求める。国際出願は、所定の期間内に補正されない場合には、放棄されたものとみなし、又は、その補正に係る不備が締約国の要求する特定の要件に関連するものであるときは当該締約国の指定を含まないものとみなす。

9　国際出願の出願日（第九条関係）

出願日は、国際出願が国際事務局に直接にされる場合には、国際事務局が当該国際出願を受理した日とし、締約国の官庁を通じてされる場合には、総会において採択される規則で定める方法により決定する。

10　国際登録、国際登録の日、公表及び国際登録の秘密の写し（第一〇条関係）

㈠　国際事務局は、国際出願の受理後直ちに意匠を登録し、国際登録の日を国際出願日とする。

㈡　国際事務局は、国際登録を公表し、公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する。国際事務局は、公表するまで国際出願及び国際登録を秘密のものとして取り扱う。